

盛岡市都南つどいの森バンガロー及びキャビン修繕 仕様書

1 件 名 盛岡市都南つどいの森バンガロー及びキャビン修繕

2 履行場所 盛岡市湯沢1地割地内 盛岡市都南つどいの森内

3 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年7月24日まで

4 修繕内容

(1) バンガロー2号棟

ア 手摺の取替

破損した既存の手摺を撤去し、新しい手摺を設置する。

イ バルコニーの修理

破損箇所を修理し、安全性と機能性を回復させる。

(2) キャビン8号棟

ア 階段の修繕

破損箇所を修理し、安全性と機能性を回復させる。

5 数量等

別紙1のとおり。

6 位置図

別紙2、別紙3及び別紙4のとおり。

7 作業日程及び時間

本修繕の実施日時等については、利用状況を鑑みながら、盛岡市都南つどいの森の業務に影響がないよう施設管理者と協議の上、実施すること。

また、作業車両の出入りの際や作業の際には、施設利用者等の安全に十分配慮し、作業車両の駐車位置については施設管理者の指示に従うこと。

8 仕様

(1) 共通事項

仕様書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」によることを原則とし、これによりがたい場合は市担当者と協議すること。

(2) 特記事項

木材	盛岡市産材を使用すること。
	薬剤注入に適するように天然又は人工乾燥処理を行うこと。
	木材は、すべて加工後に木材保存剤を加圧注入処理すること。
	注入薬液： J I S K 1570該当薬剤
	注入方法： J I S A 9002
	保存処理木材の品質： J A S K 4 相当
	柱等の地際部は上下10cmの範囲で防腐処理を行うこと。

9 施工監理

- (1) 施工箇所が既に供用されている施設である為、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策，配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 別紙1の数量調書は参考資料のため、数量等に変更が生じる場合がある。
- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。
(要領書等は盛岡市ホームページを参照)
- (8) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続き等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。